

○公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（選挙人の宣言）</p> <p>第四十条 投票管理者は、法第五十条第一項の規定によつて、選挙人に本人である旨の宣言をさせる必要がある場合においては、投票立会人の面前においてその宣言をさせ、投票所の事務に従事する者にこれを筆記させ、選挙人に読み聞かせた上、選挙人にこれに署名させなければならない。この場合において、選挙人が心身の故障その他の事由により自ら宣言し、又は署名することができないときは、投票管理者は、宣言書を作製させ、これを本人に読み聞かせた上、その旨を宣言書に記載させなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>（選挙人の宣言）</p> <p>第四十条 投票管理者は、法第五十条第一項の規定によつて、選挙人に本人である旨の宣言をさせる必要がある場合においては、投票立会人の面前においてその宣言をさせ、投票所の事務に従事する者にこれを筆記させ、選挙人に読み聞かせた上、選挙人にこれに署名させなければならない。この場合において、選挙人が身体<small>の</small>故障又は文盲に因り自ら宣言し、又は署名することができないときは、投票管理者は、宣言書を作製させ、これを本人に読み聞かせた上、その旨を宣言書に記載させなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>（代理投票の仮投票）</p> <p>第四十一条 投票管理者は、法第四十八条第一項の規定によつて心身の故障その他の事由を理由として代理投票を申請した選挙人がある場合において、その事由がないと認めるときは、投票立会人の意見を聴き、その拒否を決定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>2 略</p> <p>（不在者投票管理者）</p> <p>第五十五条 法第四十九条第一項に規定する不在者投票管理者は、投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人が現に所在し又は居住する地の市町村の選挙管理委員会の委員長（当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長を除く。）とする。</p> <p>2 略</p>	<p>（代理投票の仮投票）</p> <p>第四十一条 投票管理者は、法第四十八条第一項の規定によつて身体<small>の</small>故障又は文盲であることを理由として代理投票を申請した選挙人がある場合において、その事由がないと認めるときは、投票立会人の意見を聞き、その拒否を決定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>2 略</p> <p>（不在者投票管理者）</p> <p>第五十五条 法第四十九条第一項に規定する不在者投票管理者は、投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人が現に所在し又は居住する地の市町村（当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村を除く。）の選挙管理委員会の委員長とする。</p> <p>2 略</p>

(選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村における不在者投票の方法)

第五十六条 略

2・3 略

4 第一項又は第二項の場合において、不在者投票管理者は、選挙人が法第四十八条の規定により代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて、前項の規定により立ち会わせた者の意見を聴いて、当該不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者二人を定め、その一人の立会いの下に他の一人をして投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名を記載させ、これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面に当該選挙人の氏名を記載させ、直ちにこれを提出させなければならない。

5・6 略

(在外公館等における在外投票の方法)

第六十五条の四 略

2 略

3 第一項の場合において、在外公館の長は、選挙人が法第四十八条の規定により代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて、前項の規定により立ち会わせた者の意見を聴いて、法第四十九条の二第一項第一号に規定する在外投票に係る事務に従事する在外公館の職員のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者二人を定め、その一人の立会いの下に他の一人をして在外公館等投票記載場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名を記載させ、これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面に当該選挙人の氏名を記載させ、直ちにこれを提出させなければならない。

4・5 略

(指定都市に関する法の規定の特例)

(選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村における不在者投票の方法)

第五十六条 略

2・3 略

4 第一項又は第二項の場合において、不在者投票管理者は、選挙人が法第四十八条の規定により代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて、前項の規定により立ち会わせた者の意見を聴いて、当該選挙人の投票を補助すべき者二人をその承諾を得て定め、その一人の立会いの下に他の一人をして投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名を記載させ、これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面に当該選挙人の氏名を記載させ、直ちにこれを提出させなければならない。

5・6 略

(在外公館等における在外投票の方法)

第六十五条の四 略

2 略

3 第一項の場合において、在外公館の長は、選挙人が法第四十八条の規定により代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて、前項の規定により立ち会わせた者の意見を聴いて、当該選挙人の投票を補助すべき者二人をその承諾を得て定め、その一人の立会いの下に他の一人をして在外公館等投票記載場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名を記載させ、これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面に当該選挙人の氏名を記載させ、直ちにこれを提出させなければならない。

4・5 略

(指定都市に関する法の規定の特例)

第四百四十一条の二 指定都市においては、法第十一条第三項（住所に関する部分を除く。）、第十五条第一項から第三項まで及び第五項、第十五条の二第四項、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項、第二十一条第一項（住所移転者に関する部分を除く。）及び第四項、第二十二条から第二十六条まで、第二十七条（市の区域に関する部分を除く。）、第二十八条（市の区域に関する部分を除く。）、第二十八条の二から第三十条まで、第三十条の二第一項、第三項及び第五項、第三十条の三第二項、第三十条の五から第三十条の七まで、第三十条の十、第三十条の十一、第三十条の十三、第三十七条から第四十一条まで、第四十八条の二第二項（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）、第四十八條の二第二項、第四十九條第三項及び第七項から第九項まで、第四十八條の二第二項の規定により読み替えて適用される法第五十五条、第六十一条から第六十四条まで、第七十一条、第三百零二条第二項、第四百四十四条の二第一項から第五項まで、第六百六十三条、第七百七十条、第七百七十五条、第七百七十条第一項ただし書並びに第七百七十条の二の規定の適用については、それぞれ区の区域を市の区域と、区の長を市の長と、区の選挙管理委員会を市の選挙管理委員会と、区の事務所を市役所とみなし、法第六条第一項及び第二項、第三百三十四条第一項、第四百四十七条、第二百一十一条の十一第十一項、第二百一十一条の十四第二項、第二百六十一条の二並びに第二百六十三条第二号の規定の適用については、区の選挙管理委員会は、市の選挙管理委員会に含まれるものとし、法第十一条第三項（住所に関する部分に限る。）の規定の適用については、区は市に含まれるものとする。

## 2 略

（指定都市の区に対するこの政令の適用）

第四百四十一条の三 指定都市においては、第二条、第三条、第五条から第六条の二まで、第二十三条の二、第五十条、第五十六条、第一百一十一条、第三百三十二条の二、第三百三十二条の五、第四百四十二条の二及び第四百四十四条の規定中

第四百四十一条の二 指定都市においては、法第十一条第三項（住所に関する部分を除く。）、第十五条第一項から第三項まで及び第五項、第十五条の二第四項、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項、第二十一条第一項（住所移転者に関する部分を除く。）及び第四項、第二十二条から第二十六条まで、第二十七条（市の区域に関する部分を除く。）、第二十八条（市の区域に関する部分を除く。）、第二十八条の二から第三十条まで、第三十条の二第一項、第三項及び第五項、第三十条の三第二項、第三十条の五から第三十条の七まで、第三十条の十、第三十条の十一、第三十条の十三、第三十七条から第四十一条まで、第四十八条の二第二項（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）、第四十八條の二第二項、第四十九條第三項、第七項及び第八項、第四十八條の二第二項の規定により読み替えて適用される法第五十五条、第六十一条から第六十四条まで、第七十一条、第三百零二条第二項、第四百四十四条の二第一項から第五項まで、第六百六十三条、第七百七十条、第七百七十五条、第七百七十条第一項ただし書並びに第七百七十条の二の規定の適用については、それぞれ区の区域を市の区域と、区の長を市の長と、区の選挙管理委員会を市の選挙管理委員会と、区の事務所を市役所とみなし、法第六条第一項及び第二項、第三百三十四条第一項、第四百四十七条、第二百一十一条の十一第十一項、第二百一十一条の十四第二項、第二百六十一条の二並びに第二百六十三条第二号の規定の適用については、区の選挙管理委員会は、市の選挙管理委員会に含まれるものとし、法第十一条第三項（住所に関する部分に限る。）の規定の適用については、区は市に含まれるものとする。

## 2 略

（指定都市の区に対するこの政令の適用）

第四百四十一条の三 指定都市においては、第二条、第三条、第五条から第六条の二まで、第二十三条の二、第一百一十一条、第三百三十二条の二、第三百三十二条の五、第四百四十二条の二及び第四百四十四条の規定中市に関する規定並びに第

市に関する規定並びに第二百二十七条の二、第三百三十二条の三から第三百三十二条の四まで及び第三百三十二条の九の規定中指定都市以外の市に関する規定は、指定都市の区に適用する。

2 指定都市においては、第九十二条、第一百十九条第二項、第二百一十一条及び第二百二十五条の規定を除き、この政令中市の選挙管理委員会に関する規定は、区選挙管理委員会に適用する。

百二十七条の二、第三百三十二条の三から第三百三十二条の四まで及び第三百三十二条の九の規定中指定都市以外の市に関する規定は、指定都市の区に適用する。

2 同上

改 正 後

改 正 前

第七条及び第八条 削除

（表示に係る通知）

第七条 市町村の選挙管理委員会は、法第五条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る者が当該市町村の投票人名簿に登録されていない者（法第四条の規定により投票権を有しない者であつたため投票人名簿に登録されなかつた者を除く。）であつて登録基準日以後に当該市町村の住民基本台帳に登録されたものであるときは、直ちに当該通知の内容を当該通知に係る者の転入前市町村（当該市町村の住民基本台帳に登録される前において直近に住民基本台帳に登録されていた市町村をいう。第九条において同じ。）の選挙管理委員会に通知しなければならない。市町村の選挙管理委員会がこの条の規定による通知を受けた場合も、同様とする。

（表示の消除）

第八条 市町村の選挙管理委員会は、法第二十八条第一項の規定による表示をされた者が投票人名簿に登録される資格を有するに至つたことを知つた場合には、直ちにその表示を消除しなければならない。

（登録の抹消に係る通知）

第九条 市町村の選挙管理委員会は、登録基準日から国民投票の期日までの間、当該市町村に住所を有する者が死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つた場合において、当該者が当該市町村の投票人名簿に登録されていない者（法第四条の規定により投票権を有しない者であつたため投票人名簿に登録されなかつた者を除く。）であつて登録基準日以後に当該市町村の住民基本台帳に登録されたものであるときは、直ちにその旨をその者の転入前市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。市町村の選挙管理委員会がこの項の規定による通知を受けた場合も、同様とする。

（登録の抹消に係る通知）

第九条 市町村の選挙管理委員会は、登録基準日から国民投票の期日までの間、当該市町村に住所を有する者が死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つた場合において、当該者が当該市町村の投票人名簿に登録されていない者であつて登録基準日以後に当該市町村の住民基本台帳に登録されたものであるときは、直ちにその旨をその者の転入前市町村（当該市町村の住民基本台帳に登録される前において直近に住民基本台帳に登録されていた市町村をいう。次項において同じ。）の選挙管理委員会に通知しなければならない。市町村の選挙管理委員会がこの項の規定による通知を受けた場合も、同様とする。

2 市町村の選挙管理委員会は、登録基準日に当該市町村の住民基本台帳に記録された者を投票人名簿に登録したときは、直ちにその旨をその者の転入前市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第二十八条 削除

(投票人の宣言)

第五十一条 投票管理者は、法第六十三条第一項の規定によって、投票人に本人である旨の宣言をさせる必要がある場合においては、投票立会人の面前においてその宣言をさせ、投票所の事務に従事する者にこれを筆記させ、投票人に読み聞かせた上、投票人にこれに署名させなければならない。この場合において、投票人が心身の故障その他の事由により自ら宣言し、又は署名することができないときは、投票管理者は、宣言書を作成させ、これを本人に読み聞かせた上、その旨を宣言書に記載させなければならない。

2 略

(代理投票の仮投票)

第五十二条 投票管理者は、法第五十九条第一項の規定によって心身の故障その他の事由を理由として代理投票を申請した投票人がある場合において、その事由がないと認めるときは、投票立会人の意見を聴き、その拒否を決定することができる。

2 4 略

(不在者投票管理者)

第六十九条 法第六十一条第一項に規定する不在者投票管理者は、投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人が現に所在し又は居住する地の市町村の選挙管理委員会の委員長(当該投票人が登録されている投票人名簿の属する

2 同上

(在外投票人名簿の表示の消除)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、法第四十一条第一項の規定による表示をされた者が在外投票人名簿に登録される資格を有するに至ったことを知った場合には、直ちにその表示を消除しなければならない。

(投票人の宣言)

第五十一条 投票管理者は、法第六十三条第一項の規定によって、投票人に本人である旨の宣言をさせる必要がある場合においては、投票立会人の面前においてその宣言をさせ、投票所の事務に従事する者にこれを筆記させ、投票人に読み聞かせた上、投票人にこれに署名させなければならない。この場合において、投票人が身体の故障又は文盲により自ら宣言し、又は署名することができないときは、投票管理者は、宣言書を作成させ、これを本人に読み聞かせた上、その旨を宣言書に記載させなければならない。

2 略

(代理投票の仮投票)

第五十二条 投票管理者は、法第五十九条第一項の規定によって身体の故障又は文盲であることを理由として代理投票を申請した投票人がある場合において、その事由がないと認めるときは、投票立会人の意見を聴き、その拒否を決定することができる。

2 4 略

(不在者投票管理者)

第六十九条 法第六十一条第一項に規定する不在者投票管理者は、投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人が現に所在し又は居住する地の市町村(当該投票人が登録されている投票人名簿の属する市町村を除く。)の選挙管

市町村の選挙管理委員会の委員長を除く。)とする。

2・9 略

(投票人が登録されている投票人名簿の属する市町村以外の市町村における不在者投票の方法)

第七十条 略

2・3 略

4 第一項又は第二項の場合において、不在者投票管理者は、投票人が法第五十九条の規定により代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて、前項の規定によって立ち会わせた者の意見を聴いて、当該不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから当該投票人の投票を補助すべき者二人を定め、その一人の立会いの下に他の一人をして投票の記載をする場所において投票用紙に当該投票人が指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載させ、これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面に当該投票人の氏名を記載させ、直ちにこれを提出させなければならない。

5・6 略

(在外公館等における在外投票の方法)

第九十五条 略

2 略

3 第一項の場合において、在外公館の長は、投票人が法第五十九条の規定により代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて、前項の規定により立ち会わせた者の意見を聴いて、法第六十二条第一項第一号に規定する在外投票に係る事務に従事する在外公館の職員のうちから当該投票人の投票を補助すべき者二人を定め、その一人の立会いの下に他の一人をして在外公館等投票記載場所において投票用紙に当該投票人が指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載させ、これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面に当該投票人の氏名を記載させ、直ちにこれを提出させなければならない。

理委員会の委員長とする。

2・9 略

(投票人が登録されている投票人名簿の属する市町村以外の市町村における不在者投票の方法)

第七十条 略

2・3 略

4 第一項又は第二項の場合において、不在者投票管理者は、投票人が法第五十九条の規定により代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて、前項の規定によって立ち会わせた者の意見を聴いて、当該投票人の投票を補助すべき者二人をその承諾を得て定め、その一人の立会いの下に他の一人をして投票の記載をする場所において投票用紙に当該投票人が指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載させ、これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面に当該投票人の氏名を記載させ、直ちにこれを提出させなければならない。

5・6 略

(在外公館等における在外投票の方法)

第九十五条 略

2 略

3 第一項の場合において、在外公館の長は、投票人が法第五十九条の規定により代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて、前項の規定により立ち会わせた者の意見を聴いて、当該投票人の投票を補助すべき者二人をその承諾を得て定め、その一人の立会いの下に他の一人をして在外公館等投票記載場所において投票用紙に当該投票人が指示する賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載させ、これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面に当該投票人の氏名を記載させ、直ちにこれを提出させなければならない。

(指定都市の区に対する法の適用)

第四百四十一条 指定都市においては、法第二十条第一項及び第三項、第二十一条第二項、第二十二条第二項、第二十三条、第二十四条、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条、第三十三条第一項及び第三項、第三十四条第二項、第三十六条第一項から第三項まで、第三十七条第一項から第三項まで、第三十八条、第四十一条、第四十二条、第四十三条第一項、第四十八条第二項及び第五項、第四十九条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十条第二項（法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）の規定により読み替えて適用される法第五十三条第一項（法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）、法第六十条第一項、第六十一条第三項及び第七項から第九項まで、第六十五条第一項、第二項及び第四項、第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十九条、法第七十五条第二項、第七十六条第一項から第四項まで、第七十七条、第七十八条、第八十五条、第四百四十二条第一項ただし書並びに第四百四十三条の規定の適用については、それぞれ区の区域を市の区域と、区の長を市の長と、区の選挙管理委員会を市の選挙管理委員会と、区の事務所を市役所とみなし、法第十九条第一項の規定の適用については、区選挙管理委員会は、市の選挙管理委員会に含まれるものとし、法第五条（住所に関する部分に限る。）の規定の適用については、区は市に含まれるものとする。

2 略

(指定都市の区に対するこの政令の適用)

第四百四十二条 指定都市においては、第六十四条第一項、第七十条第一項及び第四百四十五条第一項の規定中市に関する規定は、指定都市の区に適用する。  
2 指定都市においては、この政令中市の選挙管理委員会に関する規定は、区選挙管理委員会に適用する。

(指定都市の区に対する法の適用)

第四百四十一条 指定都市においては、法第五条（住所に関する部分を除く。）、第二十条第一項及び第三項、第二十一条第二項、第二十二条第二項、第二十三条、第二十四条、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条、第三十三条第一項及び第三項、第三十四条第二項、第三十六条第一項から第三項まで、第三十七条第一項から第三項まで、第三十八条、第四十一条、第四十二条、第四十三条第一項、第四十八条第二項及び第五項、第四十九条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十条第二項（法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）、法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第五十三条第一項（法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）、法第六十条第一項、第六十一条第三項、第七項及び第八項、第六十五条第一項、第二項及び第四項、第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六十九条、法第七十五条第二項、第七十六条第一項から第四項まで、第七十七条、第七十八条、第八十五条、第四百四十二条第一項ただし書並びに第四百四十三条の規定の適用については、それぞれ区の区域を市の区域と、区の長を市の長と、区の選挙管理委員会を市の選挙管理委員会と、区の事務所を市役所とみなし、法第十九条第一項の規定の適用については、区選挙管理委員会は、市の選挙管理委員会に含まれるものとし、法第五条（住所に関する部分に限る。）の規定の適用については、区は市に含まれるものとする。

2 略

(指定都市の区に対するこの政令の適用)

第四百四十二条 指定都市においては、第四百四十五条第一項の規定中市に関する規定は、指定都市の区に適用する。  
2 同上

改 正 後

改 正 前

（公職選挙法の規定のうち準用しないもの）

（公職選挙法の規定のうち準用しないもの）

第十九条 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定による投票については、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項から第三項まで及び第五項、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第二項（同項の表第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十七条第二項、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十二条、第七十三条（同法第五十七条第二項に関する部分に限る。）、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに限る。）、第七十七条第二項、第八十条第三項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第八十六条まで、第八十条第三項、第八十一条、第八十二条、第二百二十九条から第三十四条まで、第三百三十六の二第二項、第三百三十九条ただし書、第四百四十一条から第四百四十七条の二まで、第四百四十八条第二項及び第三項、第四百四十八条の二から第四百五十一条の二まで、第四百五十一条の五、第四百五十二条、第四百六十一条から第四百六十四条の五まで、第四百六十四条の七、第四百六十五条の二、第四百六十六

第十九条 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定による投票については、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項から第三項まで及び第五項、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第二項（同項の表第四十六条第一項から第三項までの項（同条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十七条第二項、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十二条、第七十三条（同法第五十七条第二項に関する部分に限る。）、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに限る。）、第七十七条第二項、第八十条第三項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第八十六条まで、第八十条第三項、第八十一条、第八十二条、第二百二十九条から第三十四条まで、第三百三十六の二第二項、第三百三十九条ただし書、第四百四十一条から第四百四十七条の二まで、第四百四十八条第二項及び第三項、第四百四十八条の二から第四百五十一条の二まで、第四百五十一条の五、第四百五十二条、第四百六十一条から第四百六十四条の七、第四百六十五条の二、第四百六十六

条ただし書、第百六十七条から第百七十二条の二まで、第百七十五条第一項ただし書及び第三項から第八項まで、第百七十六条から第百七十八条の三まで、第百七十九条第一項及び第三項、第百七十九条の二から第百九十七条まで、第百九十七条の二第二項から第五項まで、第百九十九条の二から第百九十九条の五まで、第十四章の二、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百十一条まで、第二百十四条、第二百十七条、第二百十九条第二項、第二百二十条第二項、第三項後段及び第四項、第二百二十一条第三項、第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百二十三条の二、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十四条（同法第二百二十一条第三項、第二百二十二条第三項及び第二百二十三条第三項に関する部分に限る。）、第二百三十五条、第二百三十五条の二第一号（同法第二百一条の十五に関する部分に限る。）、第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第二号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条、第二百四十一条第一号、第二百四十二条、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百四十七条まで、第二百四十九条の二から第二百四十九条の五まで、第二百五十条（同法第二百四十八条及び第二百五十二条の三まで、第二百五十三条の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十四条まで、第二百六十六条第一項後段及び第二項、第二百六十七条、第二百六十八条、第二百六十九条後段、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項ただし書、第二百七十一条から第二百七十一条の五まで並びに第二百七十五条の規定は、準用しない。

から第百七十二条の二まで、第百七十五条第一項ただし書及び第三項から第八項まで、第百七十六条から第百七十八条の三まで、第百七十九条第一項及び第三項、第百七十九条の二から第百九十七条まで、第百九十七条の二第二項から第五項まで、第百九十九条の二から第百九十九条の五まで、第十四章の二、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百十一条まで、第二百十四条、第二百十七条、第二百十九条第二項、第二百二十条第二項、第三項後段及び第四項、第二百二十一条第三項、第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百二十三条の二、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十四条（同法第二百二十一条第三項、第二百二十二条第三項及び第二百二十三条第三項に関する部分に限る。）、第二百三十五条、第二百三十五条の二第一号（同法第二百一条の十五に関する部分に限る。）、第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第二号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条、第二百四十一条第一号、第二百四十二条、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百四十七条まで、第二百四十九条の二から第二百四十九条の五まで、第二百五十条（同法第二百四十八条及び第二百五十二条の三まで、第二百五十三条の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十四条まで、第二百六十六条第一項後段及び第二項、第二百六十七条、第二百六十八条、第二百六十九条後段、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項ただし書、第二百七十一条から第二百七十一条の五まで並びに第二百七十五条の規定は、準用しない。

改 正 後

改 正 前

（公職選挙法のうち準用しないもの）

第五条 法第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票については公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項から第三項まで及び第五項、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第三項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第二項（同項の表第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十七条第二項、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで、第八項ただし書及び第九項、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十二条、第七十三条（同法第五十七条第二項に関する部分に限る。）、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに関する部分に限る。）、第七十七条第二項、第八十条第三項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第八十条まで、第八十一条、第十一章、第十二章、第二百二十九条から第三百三十四条まで、第三百三十六条の二第二項、第三百三十九条ただし書、第四百四十一条から第四百四十七条の二まで、第四百四十八条第二項及び第三項、第四百四十八条の二から第四百五十一条の二まで、第四百五十一条の五、第四百五十二条、第四百六十一条から第四百六十四条の五まで、第四百六十四条の七、第四百六十五条の

（公職選挙法のうち準用しないもの）

第五条 法第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票については公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項から第三項まで及び第五項、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第三項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第二項（同項の表第四十六条第一項から第三項までの項（同条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十七条第二項、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで、第八項ただし書及び第九項、第六十一条第三項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十二条、第七十三条（同法第五十七条第二項に関する部分に限る。）、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに関する部分に限る。）、第七十七条第二項、第八十条第三項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第八十条まで、第八十一条、第十二章、第二百二十九条から第三百三十四条まで、第三百三十六条の二第二項、第三百三十九条ただし書、第四百四十一条から第四百四十七条の二まで、第四百四十八条第二項及び第三項、第四百四十八条の二から第四百五十一条の二まで、第四百五十一条の五、第四百五十二条、第四百六十一条から第四百六十四条の五まで、第四百六十四条の七、第四百六十五条の二、第四百六十六条ただし書

二、第六十六条ただし書、第六十七条から第七十二条の二まで、第七十五条第一項ただし書及び第三項から第八項まで、第七十六条から第七十八条の三まで、第七十九条第一項及び第三項、第七十九条の二から第七十九条まで、第七十九条の二第二項から第五項まで、第七十九条の二から第七十九条の五まで、第十四章の二、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百十一条まで、第二百十四条、第二百十七条、第二百十九条第二項、第二百二十条第二項、第三項後段及び第四項、第二百二十一条第三項、第二百二十二条第三項、第二百二十三条、第二百二十三條の二、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十四条（同法第二百二十一条第三項、第二百二十二条第三項及び第二百二十三條に関する部分に限る。）、第二百三十五条、第二百三十五条の二第一号（同法第二百一条の十五に關する部分に限る。）、第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六條の二、第二百三十八條の二、第二百三十九條第一項第二号及び第二項、第二百三十九條の二第一項、第二百四十条、第二百四十一条第一号、第二百四十二条、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百四十七条まで、第二百四十九條の二から第二百四十九條の五まで、第二百五十条（同法第二百四十八条及び第二百四十九条に關する部分を除く。）、第二百五十一条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三條の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十三条まで、第二百六十四条第二項から第四項まで、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条後段、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項ただし書、第二百七十一条から第二百七十一条の五まで並びに第二百七十五条の規定は、準用しない。

、第六十七条から第七十二条の二まで、第七十五条第一項ただし書及び第三項から第八項まで、第七十六条から第七十八条の三まで、第七十九条第一項及び第三項、第七十九条の二から第七十九条まで、第七十九条の二第二項から第五項まで、第七十九条の二から第七十九条の五まで、第十四章の二、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百十一条まで、第二百十四条、第二百十七条、第二百十九条第二項、第二百二十条第二項、第三項後段及び第四項、第二百二十一条第三項、第二百二十二条第三項、第二百二十三條、第二百二十三條の二、第二百二十四條の二、第二百二十四條の三、第二百三十四条（同法第二百二十一条第三項、第二百二十二条第三項及び第二百二十三條に關する部分に限る。）、第二百三十五条、第二百三十五条の二第一号（同法第二百一条の十五に關する部分に限る。）、第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六條第一項及び第二項、第二百三十六條の二、第二百三十八條の二、第二百三十九條第一項第二号及び第二項、第二百三十九條の二第一項、第二百四十条、第二百四十一条第一号、第二百四十二条、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百四十七條まで、第二百四十九條の二から第二百四十九條の五まで、第二百五十条（同法第二百四十八条及び第二百四十九条に關する部分を除く。）、第二百五十一条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三條の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十三条まで、第二百六十四条第二項から第四項まで、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条後段、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項ただし書、第二百七十一条から第二百七十一条の五まで並びに第二百七十五条の規定は、準用しない。